

まほろば秦野通信

令和3年3月22日

タイトル	市民の利便性の向上に向け 申請や手続きなどを押印不要に見直し
When (いつ)	4月1日(木曜日)～
What (なにを)	<p>この度の見直しに当たり、全庁的に調査したところ、内部手続を含めて、約1000種類の手続のうち、約250種類の手続では、すでに押印不要としており、約550種類の手続で認印の押印を求めています。また、残りの約200種類の手続では、実印や銀行印、法人の代表印の押印を求めています。</p> <p>これらのうち、実印や銀行印の押印が必要なものや、見積書や契約書、これに基づく事業者等からの請求書等、また法令等で必要な場合を除き、原則、押印不要とします。</p>
How (どのように)	押印不要とすることで、一部の手続では、本人確認を行うことも想定しています。本人の署名が必要な手続で、身体的理由などにより署名が困難な場合などは、記名押印も可能とします。
Why (なぜ)	「新しい生活様式」への対応を踏まえ、国において、行政手続における押印の見直しが進められていることを受けたため。
過去の実績	本市では、平成4年から公共施設の使用申請の手続などで押印不要とする見直しを進めてきており、平成20年には住民票の写しの交付申請などでも、すでに押印不要としています。
今後の取り組み	さらなる市民の利便性の向上を図るため、市役所に来なくても手続ができるよう、電子申請の拡充も進めます。
問い合わせ	行政経営課 行政経営担当 担当：櫻井 電話：0463(82)5102